

平成 25 年 2 月 14 日

大阪市 人事監察委員会 退職管理部会 御中

委員 赫 高規

職員等の外郭団体への再就職の相当性に関するおおよその基準について

職員等の外郭団体への再就職に関するこれまでの当部会における審査結果を総合すると、再就職が相当であると判断するためのおおよその基準は、次の①②の双方を充たしている場合であるものと整理できそうです。この基準の妥当性と問題点について、次のとおり、若干の考察を加えましたので、ご確認いただきたく存じます。

- ① 人材データベース以外にハローワークで募集していること。
- ② 次のいずれかの場合であること。
 - イ 民間労働市場に募集要件をみたす者が多数存在することが見込まれないこと。
 - ロ 申請者の公務員時における役職が高くないこと。

(考察)

1 総論

上記基準によれば、外郭団体への再就職が許容される範囲はかなり広くなるものと理解されるが、条例の例外要件（大阪市職員基本条例 47 条 3 項）の抽象性に鑑みれば、条例の趣旨に反するものとはいえない。もっとも、再就職の許容範囲をより狭く解する運用も条例の趣旨に沿うところであると考えられ、結局、いかなる基準を採用するかは、承認権者の政策判断によるべきものである。

2 各論

(1) 要件①について

形式的な要件ではあるものの、ハローワークでの募集もせずに採用を決する場合よりは、市と外郭団体との関係の公正らしさは高まるものと考えられ、一定の意義はあるものといえる。

(2) 要件②イについて

上記イの基準は、外郭団体に対し、できる限り民間労働市場からの労働力の調達を要請するものであって、条例の趣旨に沿うものであるものと考えられる。

もっとも、当部会において、民間市場に応募要件該当者が多数存在するか否かを十分に検討できているかは疑問である。審議にあたり、当該検討のための、より充実した資料を求めることを検討すべきである。

(3) 要件②ロについて

申請者の公務員時における役職が高くない場合には、当該申請者が再就職後に市に対して及ぼしうる影響力が限定されることからすれば、かかる者が外郭団体に再就職しても、市と当該外郭団体との関係の公正性は害されるものではないとも評しうるところである。したがって、役職の高くない者につき一律に再就職を許容する考え方は、条例の許容範囲内にあるものと考えられる。

もっとも、外郭団体と市との関係性にかかわる構造的問題の解消に資するため、申請者の公務員時の役職の如何にかかわらず、（とりわけ市への財政的依存度の高い外郭団体について）職員等の再就職を一律に禁止する考え方もまた条例の許容するところと考えられ、結局、上記ロの基準を採用するか否かは、承認権者の政策判断によるべきものと考えられる。

また、上記ロの基準による場合に、当部会において、役職が高いといえないときを具体的にどのように判断するのかを明確にし、判断が区々にならないよう留意すべきである。また、公務員時の役職のみならず、再就職先における役職や報酬の水準を考慮する必要があるかも検討すべきである。

以上